

これだけは知っておきたい

電気工事業を営む皆さんの手引き



この手引きは、電気工事業を営む皆さんにぜひ知っておいていただきたい法律「電気工事二法」や電気工事業者の登録のしかたなどについての手引きとして作成したものです。

記載してある内容は要点のみにとどめていますので、不明な点がありましたら下記あてにお尋ねください。

問い合わせ先（担当課）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当

都庁第二本庁舎20階北側

電 話 03-5388-3553（ダイヤルイン）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/safety/electric/>

電気工事二法のあらまし *P1*

電気工事業者の登録等の手続き *P6*

申請・届出書類の提出方法 *P15*

電気工事業を営むためのQ & A *P17*

申請・届出様式（見本） *P21*

電気工事業関係の相談・問い合わせ *P30*

手数料 *P31*

電気工事業を営む皆さんは、「電気工事士法」と「電気工事業法」を遵守して事業を営むよう義務付けられています。この二つの法律を合わせて「電気工事二法」と呼んでいます。

「電気工事士法」は、電気工事の作業に従事する者の資格とその義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生の防止に寄与することを目的としています。また、「電気工事業法」は、電気工事業者を営む者の登録やその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保して、一般用電気工作物と自家用電気工作物の保安を確保することを目的としています。

電気工事二法のあらまし

電気工事士法

電気工事士等(第3条)

資格等が必要となる工事	必要な資格等
一般用電気工事	第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状
自家用電気工事 (ただし、特殊電気工事を除く)	第一種電気工事士免状
特殊電気工事	特種電気工事資格者認定証
簡易電気工事	第一種電気工事士免状又は認定電気工事従事者認定証

一般用電気工作物

600V以下の電圧で受電し、その受電場所と同一の構内で電気を使用する電気工作物です。一般的には、一般家屋、商店等の屋内配線設備などの電気工作物が該当します。

また、上記と同一の構内に設置される太陽光発電システム等の小出力発電設備（600V以下で出力が50kW未満の設備）も一般用電気工作物となります。

自家用電気工作物

電気工事士法及び電気工事業法において、自家用電気工作物とは、電気事業法に規定する自家用電気工作物のうち、最大電力500kW未満の需要設備をいいます。一般的には、中小ビルの需要設備などの電気工作物が該当します。

特殊電気工事

自家用電気工事のうち、ネオン・非常用予備発電装置に係る電気工事をいいます。特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者でなければその作業に従事することはできません。認定証は、特殊電気工事の種類ごとに経済産業大臣が交付します。

簡易電気工事

自家用電気工事のうち、600V以下の部分の電気工作物に係る電気工事をいいます。簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者でなければその作業に従事することはできません。認定証は、経済産業大臣が交付します。

電気工事士免状(第4条)

電気工事士免状の種類には、第一種電気工事士免状と第二種電気工事士免状があります。免状は、都道府県知事が交付します。

第一種電気工事士免状を取得できる者

- 第一種電気工事士試験に合格し、経済産業省令で定める電気工事に関し経済産業省令で定める実務経験を有する者
＜経済産業省令で定める電気工事＞
政令で定める軽微な工事、特殊電気工事、電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信設備に係る工事以外の工事をいいます。
＜経済産業省令で定める実務経験＞
大学、高等専門学校等で所定の電気工学に関する課程を修めて卒業した者にあつては、卒業後3年以上、その他の者にあつては、3年以上（令和3年3月31日までの免状交付申請は5年以上）の実務経験が必要です。
- 電気主任技術者免状の交付を受けた者又は高圧電気工事技術者試験に合格した者であつて、所定の実務経験を有する者

第二種電気工事士免状を取得できる者

- 第二種電気工事士試験に合格した者
- 経済産業大臣が指定する高等職業技術専門校、専門学校、高等学校などの養成施設において、経済産業省令で定める電気に関する基礎理論、配電理論及び配線設計、実習などの所定の知識及び技能に関する課程を修了した者

第一種電気工事士の講習(第4条の3)

第一種電気工事士は、免状の交付を受けた日から5年ごとに、自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければなりません。

講習は国に指定された講習機関が実施しています。講習機関では、受講者の事前登録を受け付けており、登録先の講習機関の講習開催予定などのご案内が届くサービスもあります。詳細については、31ページ「第一種電気工事士の講習などの問い合わせ」の各指定講習機関にお問い合わせください。

電気工事士等の義務(第5条)

電気工事士、特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者が電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証を携帯し、経済産業省令で定める技術基準に適合するようにその作業をしなければなりません。

＜経済産業省令で定める技術基準＞

電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」をいい、人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えないようにすること、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすることを基本として定めています。

電気工事業法

登録(第3条)

電気工事業を営もうとする者(自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者を除きます。)は、営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。

なお、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは、経済産業大臣の登録を受けなければならないので、注意が必要です。

登録電気工事業者の登録の有効期間は5年です。引き続き電気工事業を営もうとするときは、更新の登録を受けなければなりません。

登録の申請(第4条)

登録申請書の提出先は、経済産業大臣又は都道府県知事です。

東京都の区域内のみに営業所を設置する場合

東京都環境局

東京都と他の道府県の区域内に営業所を設置する場合

関東経済産業局の区域内の場合

経済産業省関東東北保安監督部

二以上の経済産業局の区域内の場合

経済産業省商務情報政策局

※ 問い合わせ先は、30ページ「電気工事業関係の相談・問い合わせ先」をご覧ください。

登録申請書の記載内容

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 営業所の名称及び所在の場所並びにその営業所の業務に係る電気工事の種類
- 法人にあっては、その役員の氏名
- 主任電気工事士の氏名並びに交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号

※ 申請様式や添付書類は、9ページ「はじめて電気工事業を営むとき」をご覧ください。

登録証の交付(第7条)

登録証は、経済産業大臣又は都道府県知事が交付します。

東京都では、登録証を簡易書留で郵送しています。

変更の届出(第10条)

登録電気工事業者は、登録した事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

※ 届出の対象となる変更事項は、12ページ「変更手続きを行うとき」をご覧ください。

廃止の届出(第11条)

登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければなりません。

登録証の再交付(第12条)

登録電気工事業者は、登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に申請し、再交付を受けることができます。

自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知等(第17条の2)

自家用電気工事のみに係る電気工事業を営もうとする者は、事業を開始しようとする日の10日前までに、営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

なお、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは、経済産業大臣に通知しなければなりません。

また、通知電気工事業者は、通知した事項に変更があったときや、電気工事業を廃止したときは、通知をした経済産業大臣又は都道府県知事に通知しなければなりません。

主任電気工事士の設置(第19条)

登録電気工事業者は、一般用電気工事の業務を行う営業所(「特定営業所」といいます。)ごとに、一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として置かなければなりません。

主任電気工事士の職務等(第20条)

主任電気工事士は、一般用電気工事による危険及び障害が発生しないように一般用電気工事の作業の管理の職務を誠実に行わなければなりません。

また、一般用電気工事の作業に従事する者は、主任電気工事士が職務を行うため必要があると認めてする指示に従わなければなりません。

電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させることの禁止(第21条)

電気工事業者は、電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させてはなりません。

※ 詳細は1ページ「電気工事士等(第3条)」をご覧ください。

電気工事を請け負わせることの制限(第22条)

電気工事業者は、請け負った電気工事をその電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはなりません。

電気用品の使用の制限(第23条)

電気工事業者は、電気用品安全法に基づく表示が付されている電気用品でなければ、これを電気工事に使用してはなりません。

器具の備付け(第24条)

電気工事業者は、営業所ごとに経済産業省令で定める器具を備えなければなりません。

営業所の種類	備 え 付 け る 器 具
一般用電気工事のみの業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計
自家用電気工事の業務を行う営業所	絶縁抵抗計、接地抵抗計、抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計、 低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置 (継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用し得る措置が講じられているものを含みます。)

標識の掲示(第25条)

電気工事業者は、営業所及び電気工事の施工場所ごとに、見やすい場所に氏名又は名称、登録番号等の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

〔登録電気工事業者の標識の例〕		〔みなし登録電気工事業者の標識の例〕	
35cm以上	登 録 電 気 工 事 業 者 登 録 票	35cm以上	登 録 電 気 工 事 業 者 届 出 済 票
	登 録 番 号 東京都知事登録第〇〇〇〇〇〇号		届 出 先 東京都知事届出第〇〇〇〇〇〇号
	登 録 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日		届 出 の 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	氏 名 又 は 名 称 株 式 会 社 〇〇 電 気		氏 名 又 は 名 称 株 式 会 社 〇〇 電 気
	代 表 者 の 氏 名 東 京 太 郎		代 表 者 の 氏 名 東 京 太 郎
	営 業 所 の 名 称 (株)〇〇 電 気 東 京 支 店		営 業 所 の 名 称 (株)〇〇 電 気 東 京 支 店
	電 気 工 事 の 種 類 一般用電気工作物・自家用電気工作物		電 気 工 事 の 種 類 一般用電気工作物・自家用電気工作物
	主任電気工事士等の氏名 東 京 次 郎		主任電気工事士等の氏名 東 京 次 郎
40cm以上		40cm以上	

帳簿の備付け等(第26条)

電気工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、5年間保存しなければなりません。

＜経済産業省令で定める事項＞

注文者の氏名又は名称及び住所、電気工事の種類及び施工場所、
施工年月日、主任電気工事士等及び作業者の氏名、配線図、検査結果

建設業者に関する特例(第34条)

建設業法の許可を受けた建設業者が電気工事業法の一般用及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合は、二重規制となる登録及び登録取消しに係る部分の規定を除いて電気工事業法を適用することとされています。

この理由は、建設業法では規制できない一般用及び自家用電気工作物の保安確保については、電気工事業法により規制することが必要だからです。

したがって、この建設業者（いわゆる「みなし登録電気工事業者」）は、電気工事業法の登録をした登録電気工事業者とみなされて電気工事業法の規定の適用を受けるため、経済産業大臣又は都道府県知事に必要事項を届け出なければなりません。

同様に、建設業者が電気工事業法の自家用電気工作物のみに係る電気工事業を営む場合は、この建設業者（いわゆる「みなし通知電気工事業者」）は、経済産業大臣又は都道府県知事に必要事項を通知しなければなりません。

なお、建設業法の許可を受けた建設業者であって電気工事業を営む者とは、次のような者であり、建設業の許可の業種は問いません。

- 主として電気配線工事を請負う者（建設業法で電気工事業の許可を受けた者）で、電気工事業法に規定する電気工事を施工する者
- 主として電気配線工事以外を請負う者（建設業法で電気工事業以外の許可を受けた者）で、附帯工事として電気工事業法に規定する電気工事を施工する者

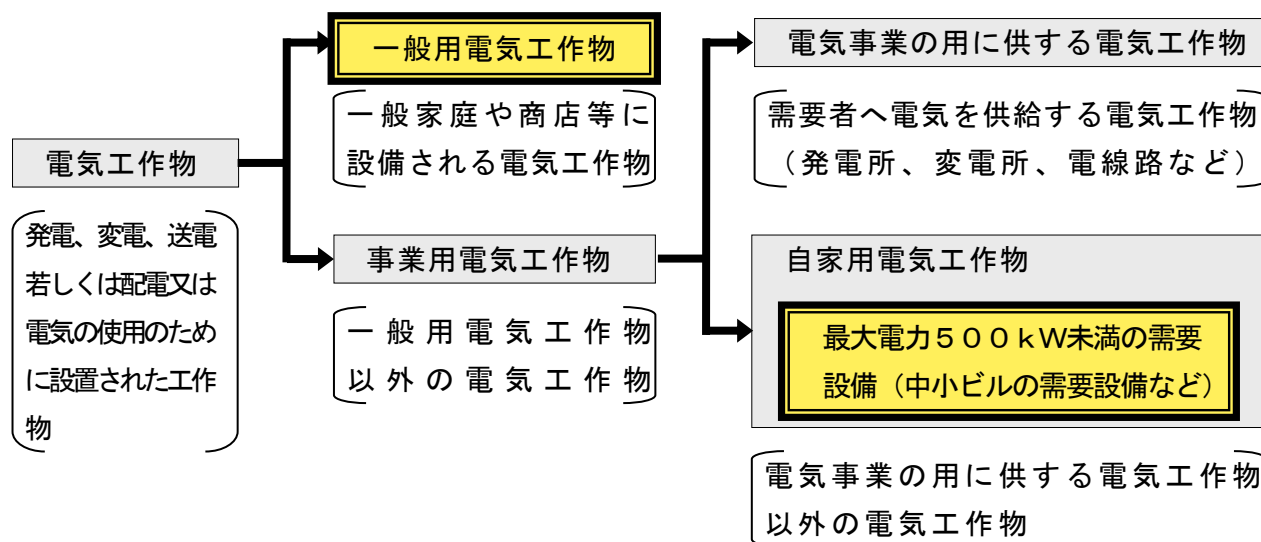
電気工事業者の登録等の手続き

電気工事業者は、施工する電気工作物の種類と建設業許可の有無により、4通りの電気工事業者に分類されます。あなた又はあなたの会社がどの電気工事業者に該当するかを確認のうえ、読み進んでください。

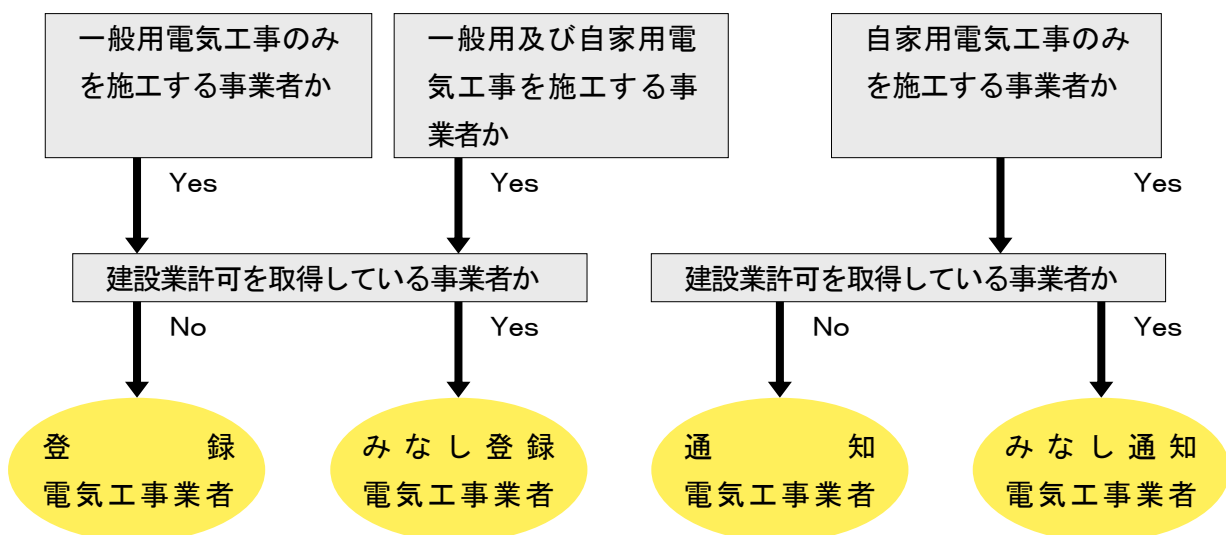
電気工作物の種類

電気事業法においては、電気工作物は次のように分類されていますが、電気工事士法及び電気工事業法が適用される電気工作物は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備のみ）です。（下図の の部分）

電気事業の用に供する電気工作物や、自家用電気工作物のうち最大電力500kW以上の需要設備などは、これらの設備の設置者が電気保安に関する十分な知識を有しており、電気工事業者の選定を含め、電気工事に関して十分的確に保安を確保できる体制にあると考えられることなどから、電気工事士法及び電気工事業法の対象から除外しています。



電気工事業者の種類

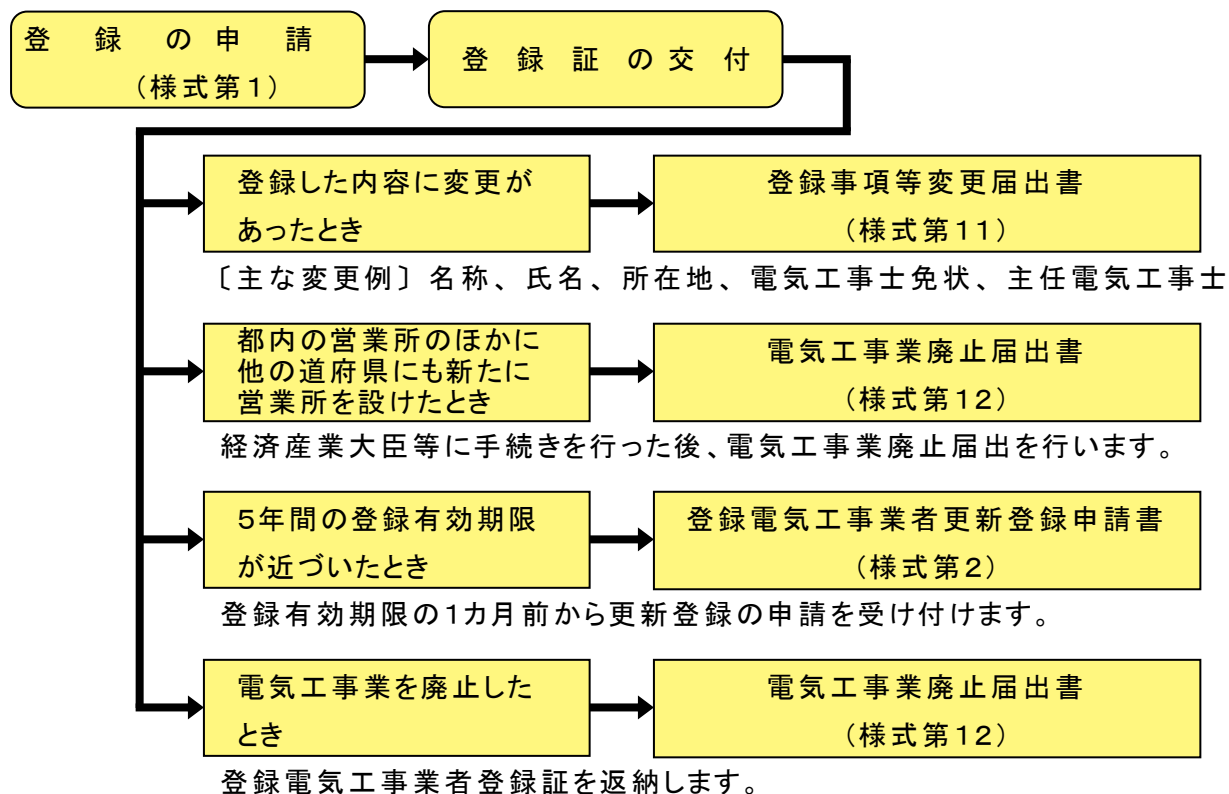


電気工事業者別の手続きの流れ

登録電気工事業者

東京都知事に申請します。

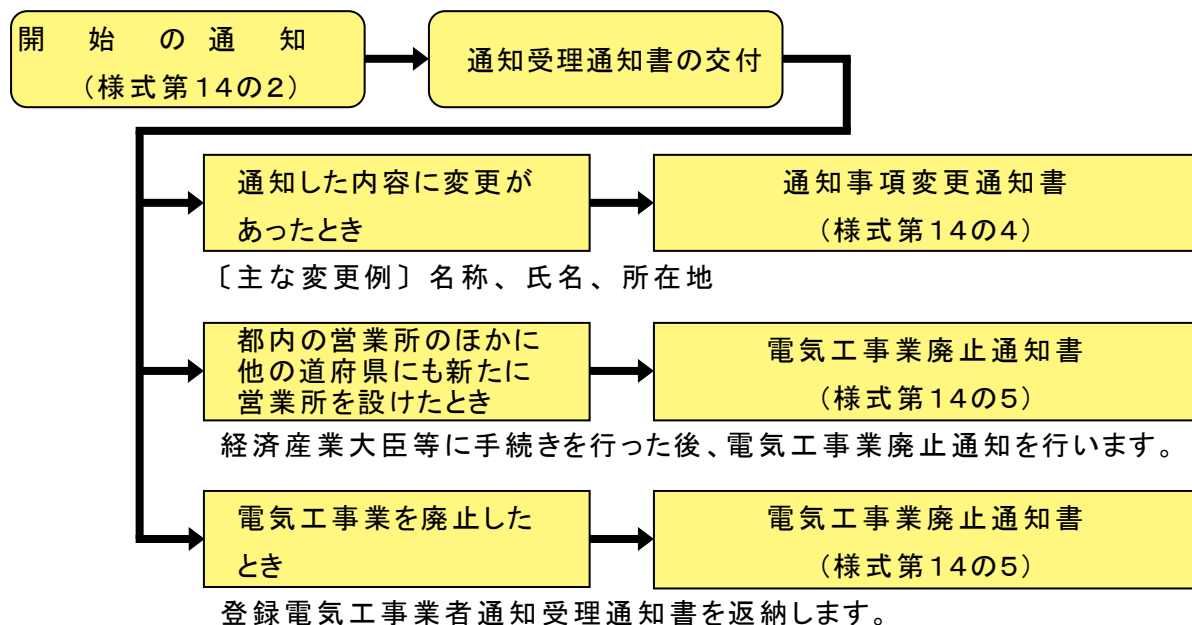
営業所が他の道府県にまたがるときは、経済産業大臣等に申請します。



通知電気工事業者

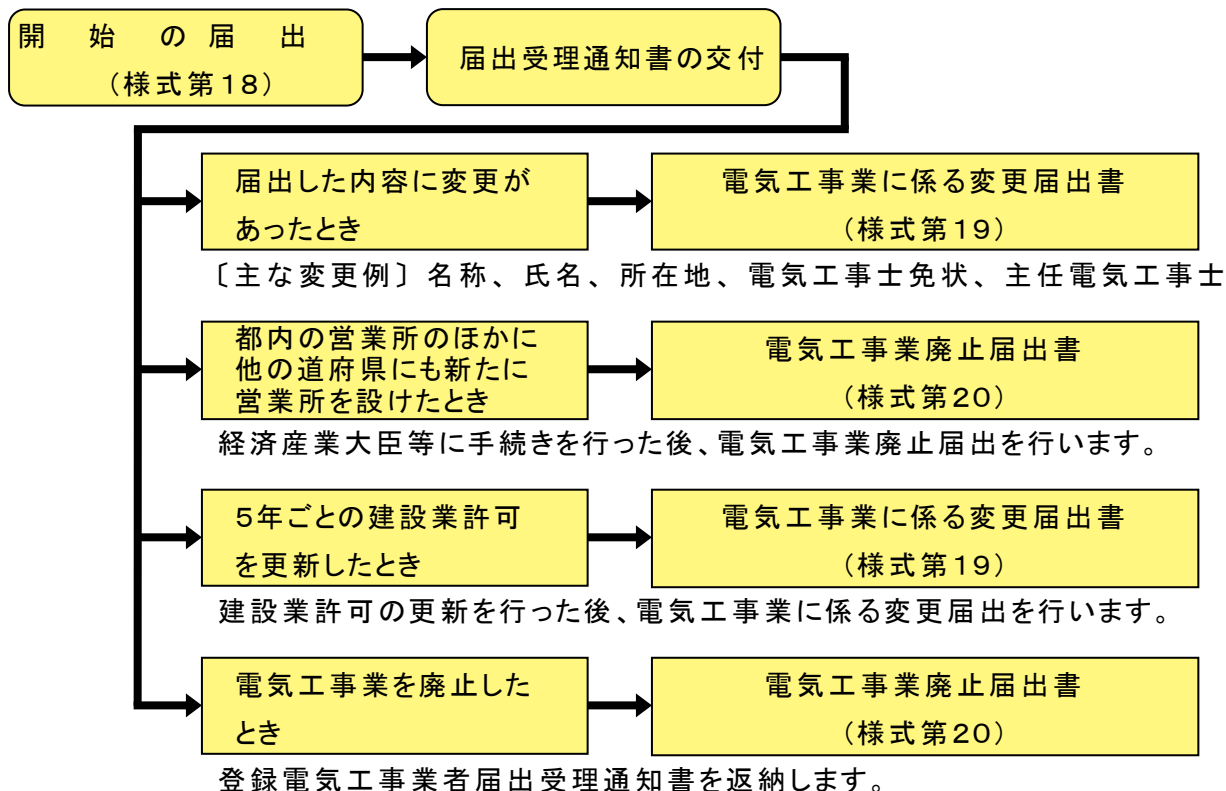
東京都知事に通知します。

営業所が他の道府県にまたがるときは、経済産業大臣等に通知します。



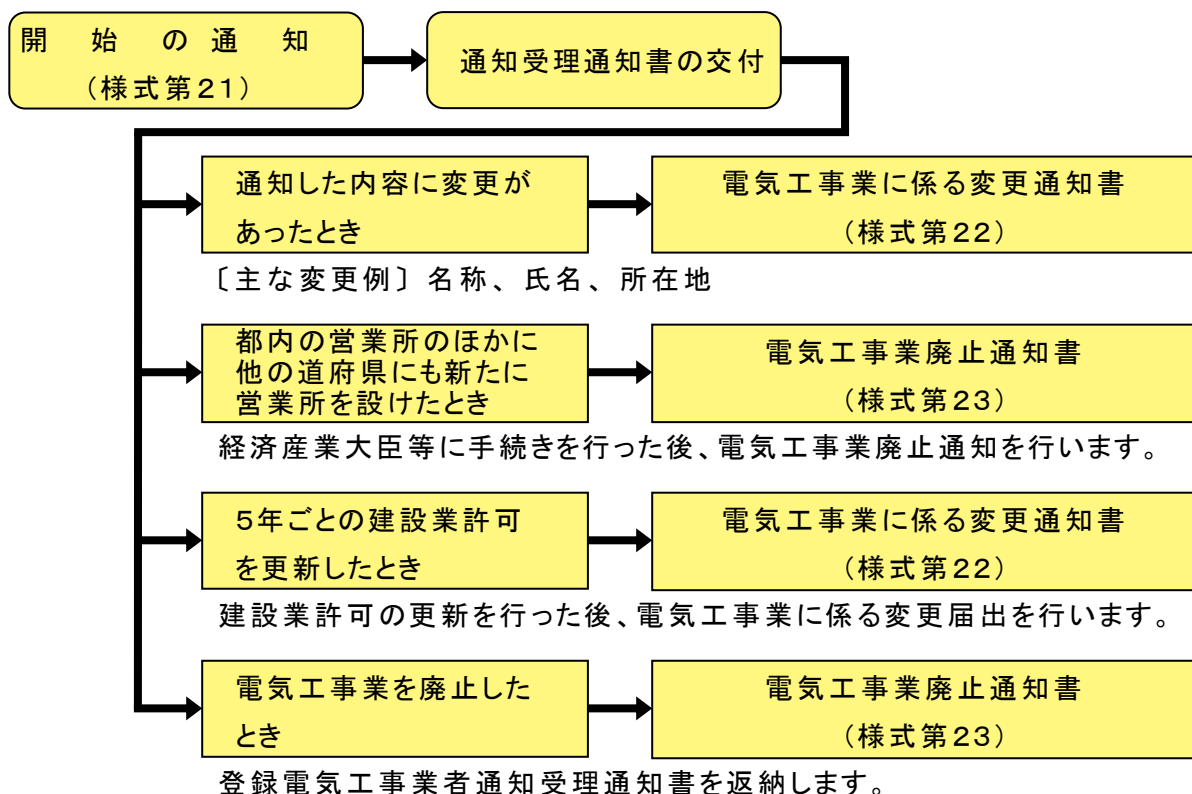
みなし登録電気工事業者

建設業法に基づく建設業許可を受けた後、東京都知事に届出します。
営業所が他の道府県にまたがるときは、経済産業大臣等に届出します。



みなし通知電気工事業者

建設業法に基づく建設業許可を受けた後、東京都知事に通知します。
営業所が他の道府県にまたがるときは、経済産業大臣等に通知します。



はじめて電気工事業を営むとき

登録電気工事業者

東京都内だけで登録電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に申請してください。

※ 申請様式は、21、23、29ページをご覧ください。

申請書類

- 登録電気工事業者登録申請書・誓約書（様式第1）
- 主任電気工事士等の誓約書・雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ）
- 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ。原本）

添付書類・確認書類等

- 登録申請者の履歴事項全部証明書（旧登記簿謄本）（法人の場合のみ。コピー可）
- 登録申請者の住民票（個人事業者の場合のみ。コピー可）

※履歴事項全部証明書、住民票及び戸籍謄本は6か月以内に発行されたものを提出してください。

- 主任電気工事士等の電気工事士免状※（コピー添付）
- 認定電気工事従事者認定証（認定証を取得している場合のみ。コピー添付）
- 主任電気工事士等の身分証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ。運転免許証等のコピー添付）
- 手数料（31ページをご覧ください。）

※ 主任電気工事士が第一種電気工事士免状取得者の場合、定期講習受講履歴欄のコピーも添付してください（直近の定期講習受講日が5年以内であるか確認します）。

通知電気工事業者

東京都内だけで通知電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。

※ 通知様式は、21ページをご覧ください。

通知書類

- 電気工事業開始通知書（様式第14の2）
- 通知者の誓約書

添付書類

- 通知者の履歴事項全部証明書（旧登記簿謄本）（法人の場合のみ。コピー可）
- 通知者の住民票（個人事業者の場合のみ。コピー可）

※履歴事項全部証明書、住民票及び戸籍謄本は6か月以内に発行されたものを提出してください。

* 電気工事業通知受理通知書を郵送希望の場合は返信用封筒

レターパックプラス又は460円分の切手を貼付した定形外封筒（角形2号）

みなし登録電気工事業者

東京都内だけでみなし登録電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。

※ 届出様式は、22、23、29ページをご覧ください。

届出書類

- 電気工事業開始届出書（様式第18）
- 主任電気工事士等の誓約書
- 主任電気工事士等の雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ）
- 主任電気工事士等の在職証明書（主任電気工事士が代表者以外の役員の場合のみ）
- 主任電気工事士等実務経験証明書（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ。原本）

添付書類・確認書類

- 建設業の許可通知書（コピー添付）
 - 建設業の許可申請書（副本）の表紙（コピー添付）
 - 主任電気工事士等の電気工事士免状※（コピー添付）
 - 認定電気工事従事者認定証（認定証を取得している場合のみ。コピー添付）
 - 主任電気工事士等の身分証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ。運転免許証等のコピー添付）
- ※ 電気工事業届出受理通知書を郵送希望の場合は返信用封筒
レターパックプラス又は460円分の切手を貼付した定形外封筒（角形2号）
- ※ 主任電気工事士が第一種電気工事士免状取得者の場合、定期講習受講履歴欄のコピーも添付してください（直近の定期講習受講日が5年以内であるか確認します）。

みなし通知電気工事業者

東京都内だけでみなし通知電気工事業を営むときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。

※ 通知様式は、22ページをご覧ください。

通知書類

- 電気工事業開始通知書（様式第21）

確認書類

- 建設業の許可通知書（コピー添付）
 - 建設業の許可申請書（副本）の表紙（コピー添付）
- ※ 電気工事業通知受理通知書を郵送希望の場合は返信用封筒
レターパックプラス又は460円分の切手を貼付した定形外封筒（角形2号）

更新手続きを行うとき

登録電気工事業者

登録を更新するときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に申請してください。

※ 申請様式は、21、23ページをご覧ください。

申請書類

- 登録電気工事業者更新登録申請書・誓約書（様式第2）
- 主任電気工事士等の誓約書・雇用証明書（主任電気工事士が従業員の場合のみ）

添付書類等

- 登録申請者の履歴事項全部証明書（旧登記簿謄本）（法人の場合のみ。コピー可）
- 登録申請者の住民票（個人事業者の場合のみ。コピー可）

※ 履歴事項全部証明書、住民票及び戸籍謄本は6か月以内に発行されたものを提出してください。

- 従前の登録電気工事業者登録証（原本）
- 主任電気工事士等の電気工事士免状※（コピー添付）

※ 主任電気工事士が第一種電気工事士免状取得者の場合、定期講習受講履歴欄のコピーも添付してください（直近の定期講習受講日が5年以内であるか確認します）。

- 手数料（31ページをご覧ください。）

みなし登録電気工事業者

建設業の許可を更新したときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。

※ 届出様式は、25ページをご覧ください。

届出書類

- 電気工事業に係る変更届出書（様式第19）

確認書類

- 建設業の許可通知書（コピー添付）
- 建設業の許可申請書（副本）の表紙（コピー添付）

みなし通知電気工事業者

建設業の許可を更新したときは、次の書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。

※ 通知様式は、25ページをご覧ください。

通知書類

- 電気工事業に係る変更通知書（様式第22）

確認書類

- 建設業の許可通知書（コピー添付）
- 建設業の許可申請書（副本）の表紙（コピー添付）

変更手続きを行うとき

登録電気工事業者

登録内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。
※履歴事項全部証明書、住民票及び戸籍謄本は6か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 届出様式は、23、24、26、29ページ、手数料は、31ページをご覧ください。

変更の内容	届出書類	添付書類及び確認書類	その他
名称の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①履歴事項全部証明書(法人のみ。コピー可)	手数料
法人の組織変更 (有⇒株等)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書(役員変更の場合必要)	②登録証(原本)	
代表者・取締役の変更 (法人のみ)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書	①履歴事項全部証明書(法人のみ。コピー可)	—
申請者の所在地の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①履歴事項全部証明書(法人のみ。コピー可) ②申請者の住民票(個人のみ。コピー可) ③登録証(原本)	手数料
営業所の所在地の変更		—	—
住居表示の変更		①区市町村発行の変更証明書又は履歴事項全部証明書(法人。コピー可)・住民票(個人。コピー可) ②登録証(原本)	
電気工事の種類の変更		①登録証(原本) ②電気工事士免状他(コピー添付)	手数料
主任電気工事士等の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②主任電気工事士の誓約書・雇用証明書(従業員の場合必要) ③主任電気工事士等実務経験証明書(第二種電気工事士の場合必要。原本)	①主任電気工事士等の電気工事士免状(コピー添付)	—
主任電気工事士等の免状の種類の変更	①登録事項等変更届出書(様式第11)	①主任電気工事士等の電気工事士免状(コピー添付)	
承継・譲渡 (個人⇒個人) (個人⇄法人) (法人⇒法人)	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6) ④電気工事業譲渡証明書(様式第8)	①承継者の履歴事項全部証明書(法人の場合。コピー可)又は住民票(個人の場合。コピー可) ②承継者・被承継者の登録証(原本)	手数料
承継・合併	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6)	①承継者の登記簿謄本 ②承継者・被承継者の登録証(原本)	
承継・分割	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6) ④登録電気工事業者承継証明書(様式第10の2)	①承継者の履歴事項全部証明書(コピー可) ②被承継者の登録証(原本)	
承継・相続	①登録事項等変更届出書(様式第11) ②登録申請者の誓約書 ③登録電気工事業者承継届出書(様式第6) ④登録電気工事業者相続同意証明書(様式第9)(相続人が全員の同意により選定された場合) ⑤登録電気工事業者相続証明書(様式第10)(相続人が選定されていない場合)	①被承継者の戸籍謄本(コピー可) ②承継者の住民票(コピー可) ③承継者・被承継者の登録証(原本)	
登録証の再交付	①登録証再交付申請書		

通知電気工事業者

通知内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。
※履歴事項全部証明書、住民票及び戸籍謄本は6か月以内に発行されたものを提出してください。

※通知様式は、24ページをご覧ください。

変更の内容	通知書類	添付書類
名称の変更	①通知事項変更通知書(様式第14の4)	①履歴事項全部証明書(法人のみ。コピー可)
法人の組織変更 (有⇒株等)		
代表者・取締役の変更 (法人のみ)		
通知者の所在地の変更		①履歴事項全部証明書(法人のみ。コピー可)
営業所の所在地の変更		②通知者の住民票(個人のみ。コピー可)
住居表示の変更		①区市町村発行の変更証明書

みなし登録電気工事業者

届出内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に届出してください。
※届出様式は、23、25、29ページをご覧ください。

変更の内容	届出書類	添付書類及び確認書類
建設業の許可更新	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19)	①建設業の許可通知書(コピー添付) ②建設業の許可申請書(副本)の表紙(コピー添付)
名称の変更		①建設業の変更届出書(副本)の表紙(コピー添付)
法人の組織変更 (有⇒株等)		
代表者の変更 (法人のみ)		
申請者の所在地の変更		
営業所の所在地の変更		
住居表示の変更	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19)	①電気工事士免状(コピー添付)
電気工事の種類の変更		①主任電気工事士等の電気工事士免状(コピー添付)
主任電気工事士等の変更	②主任電気工事士等の誓約書 ③主任電気工事士の雇用証明書 (従業員の場合必要) ④主任電気工事士等の在職証明書 (申請者以外の役員の場合必要) ⑤主任電気工事士等実務経験証明書 (第二種電気工事士の場合必要。原本)	
主任電気工事士等の免状 の種類の変更	①電気工事業に係る変更届出書(様式第19)	

みなし通知電気工事業者

通知内容を変更したときは、必要な書類を取りそろえ、東京都知事に通知してください。
※通知様式は、25ページをご覧ください。

変更の内容	通知書類	添付書類
建設業の許可更新	①電気工事業に係る変更通知書(様式第22)	①建設業の許可通知書(コピー添付) ②建設業の許可申請書(副本)の表紙(コピー添付)
名称の変更		①建設業の変更届出書(副本)の表紙(コピー添付)
法人の組織変更 (有⇒株等)		
代表者の変更 (法人のみ)		
通知者の所在地の変更		
営業所の所在地の変更		
住居表示の変更		

電気工事業を廃止するとき

電気工事業を廃止したときは、電気工事業の廃止の届出又は通知が必要です。

※ 届出又は通知様式は、27、28ページをご覧ください。

電気工事業者の種類	届出又は通知書類	添付書類
登録電気工事業者	①電気工事業廃止届出書(様式第12)	①登録電気工事業者登録証(原本)
通知電気工事業者	①電気工事業廃止通知書(様式第14の5)	①登録電気工事業者通知受理通知書(原本)
みなし登録電気工事業者	①電気工事業廃止届出書(様式第20)	①登録電気工事業者届出受理通知書(原本) ②建設業廃業届(コピー添付)(建設業を廃業する場合のみ)
みなし通知電気工事業者	①電気工事業廃止通知書(様式第23)	①登録電気工事業者通知受理通知書(原本) ②建設業廃業届(コピー添付)(建設業を廃業する場合のみ)

申請・届出書類の提出方法

提出先

窓口申請

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 20 階北側
東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 火薬電気担当
電話 03-5388-3553（直通）

受付時間

平日（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

9 時 00 分～11 時 30 分 13 時 00 分～16 時 30 分

行政書士が代理申請する場合は、申請書・届出書の表紙に行政書士名、住所、連絡先を記載し職印を押印するか、申請者からの委任状（要押印）を取得して提出してください。

郵送申請

封筒表紙に「電気工事業関係書類」と明記の上、上記窓口宛に書類一式を郵送してください。

郵送の場合の注意点

(1) 連絡先の記入

申請書（届出書）下部の連絡先担当者氏名欄に、日中、必ず連絡がとれる携帯電話等の電話番号を記載してください。書類不備等の場合に連絡します。

(2) 登録証等の送付先

登録証、届出受理通知書は営業所宛てに送付します。本社など営業所以外に送付を希望される方は、必ず申請書（届出書）下部に送付先を記入してください。

行政書士が代理申請する場合は、申請書・届出書の表紙に行政書士名、住所、連絡先を記載し職印を押印するか、申請者からの委任状（要押印）を取得し、送付してください。

(3) 登録更新期限

登録更新の方は書類一式を更新期限の 1 週間前までに送付してください。

なお、書類一式が更新期限までに送付されない場合は、登録を更新できませんので御注意ください。（消印ではなく当課必着になります。）

(4) 返送用封筒

変更届については、受理印を押印した副本を返送しますので、返送用封筒（郵券貼付）を同封してください。（登録証の書き換えが必要な変更届は不要です。）

メール申請

送信先メールアドレス

S0000627(at)section.metro.tokyo.jp

(at)を@に置き換えて送信してください。

メール申請の注意点

郵送申請の注意点(1)～(3)に加えて以下4点に注意し、書類一式をPDFもしくはワード形式にして添付し、メール送信して下さい。

以下を守られなかった場合の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

(1)メールの表題・件名

「電気工事業申請届出書の提出」としてください。

(2)副本・控えについて

メール申請では、受付印を押印した**副本や控えは返送できません**。

受理した場合は、受付番号・整理番号・登録番号等をメールにて返信します。

副本等が必要な方は、必ず郵送申請をご利用ください。

(3)紙の送付が必要な書類等

以下の書類等は、別途紙書類を郵送で送付してください。紙書類到着後に受理します。

①主任電気工事士等実務経験証明書の原本（主任電気工事士が第二種電気工事士の場合）

②登録証の原本（更新登録申請、書き換えのある登録事項変更、廃止届の場合）

③新規みなし登録（開始届出）、新規通知（開始通知）、新規みなし通知（開始通知）に係る受理通知書の送付用封筒（レターパックプラス等）

(4)行政書士の代理申請について

行政書士が代理で申請する場合は、申請書・届出書の表紙に行政書士名、住所、連絡先を記載し職印を押印するか、申請者からの委任状（要押印）を取得して、印影がわかるようにPDF形式にしてメールに添付してください。

提出部数

窓口・郵送による申請の場合、申請書表紙、届出書表紙は2部（1部は受理印を押して返却します。）、その他の書類は1部提出してください。

メール申請の場合の原本送付はすべて1部提出してください。

登録証等の交付

新規（更新）登録申請された方、登録事項等変更届（登録証の書き換えが必要なもののみ）を提出された方には登録証を交付します。

電気工事業開始届書（新規みなし登録）、電気工事業開始通知書を提出された方には受理通知書を交付します。

登録証、受理通知書の交付日は、東京都環境局のホームページで御案内しています。

電気工事業を営むためのQ&A

Q

- 1 現在、私は登録電気工事業を営んでいますが、このたび、建設業許可を受けました。新たな手続きが必要ですか。

登録の有効期間中に「建設業の許可」を受けたときは、「登録電気工事業者」としての登録の効力はなくなりますので、改めて、「みなし登録電気工事業者」として「電気工事業開始届出書」を都知事に提出してください。その際、失効した登録証を返納してください。

また、「通知電気工事業者」の方が建設業の許可を受けたときも、改めて、「みなし通知電気工事業者」として「電気工事業開始通知書」を都知事に提出してください。

※ 電気工事業開始届出書等の届出書類等は10ページをご覧ください。

Q

- 2 今までの営業所に加え、新たに営業所を設けたいのですが、なにか手続きが必要ですか。

東京都内にだけ営業所を増設する場合は、増設したことについて変更の手続きが必要です。なお、東京都以外に営業所を増設する場合は、登録等の事務の所管が東京都知事から経済産業大臣に変更となります。

東京都内にだけ営業所を増設する場合

変更の手続き先は東京都知事です。提出書類等は、次のとおりです。

電気工事業者の種類	提出書類等
登録電気工事業者	12, 13ページをご覧ください。 (営業所・主任電気工事士の変更)
通知電気工事業者	
みなし登録電気工事業者	13ページをご覧ください。 (営業所の変更)
みなし通知電気工事業者	

東京都以外に営業所を増設する場合

経済産業大臣に登録手続きを行った後、東京都知事に電気工事業廃止届出(通知)の手続きが必要です。

Q

- 3 私は建設業許可を受けたみなし登録電気工事業者ですが、建設業許可を切らしてしまったので、再び建設業許可を受け直しました。なにか手続きが必要ですか。

建設業の許可が切れると、みなし登録電気工事業者としての取扱いができなくなります。このため、すでに失っているみなし登録電気工事業者の「電気工事業者廃止届出書」の提出と、新たな「電気工事業開始届出書」の提出が必要です。

※ 電気工事業開始届出書等の届出書類等は10、13ページをご覧ください。

Q

- 4 これまで個人で登録を受けて電気工事業を営んでいましたが、法人を設立して事業を営むこととしました。どのような手続きが必要ですか。

登録電気工事業の承継・譲渡の手続きが必要です。

なお、「みなし登録電気工事業者」の場合は、承継・譲渡による手続きはできませんので、「電気工事業者廃止届出書」の提出と、新たな「電気工事業開始届出書」の提出をしてください。

※ 登録電気工事業の承継・譲渡の届出書類等は12ページをご覧ください。

Q

- 5 第一種電気工事士免状を取得している者は、定期講習を受けなければならないと聞きましたが、本当ですか。

第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、免状の交付を受けた日から5年ごとに自家用電気工作物の保安についての講習を受講することが電気工事士法により義務付けられています。講習の実施者については31ページをご覧ください。

Q

- 6 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容を説明してください。

第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用及び自家用電気工事の作業に従事することができます。第二種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工事の作業に従事することができます。

なお、ネオンや非常用予備発電装置に係る特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方でなければ、その作業に従事することができません。

また、最大電力500kW未満の自家用電気工作物のうち、600V以下の部分の電気工作物に係る簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方であれば、その作業に従事することができます。

Q

7 私は建設業の許可を電気工事を受けているので、電気工事業法に基づく申請は必要ないと思いますが、どうですか。

建設業法の許可を受けた建設業者が電気工事業法の一般用及び自家用電気工作物に係る電気工事業を営む場合は、建設業法では規制できない一般用及び自家用電気工作物の保安の確保について必要な規制を加えることが必要であるため、「みなし登録電気工事業者」として「電気工事業開始届出書」により経済産業大臣又は都道府県知事に届出しなければなりません。

Q

8 家庭用電気機械器具の販売業者が販売に付随して行う電気工事は、消費者へのサービスとして認められていると聞きましたが、その工事の範囲を教えてください。

電気工事業の登録を受けていない販売業者が販売に付随して認められている電気工事の範囲は、使用電圧が200V以上のものを除くテレビや洗濯機用のコンセントを設ける等の局所的な工事で、電気工事士がその作業に従事する場合に限ります。

なお、幹線に係る工事、分岐回路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護器の容量変更を伴う工事あるいは屋側配線又は屋外配線に係る工事については、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者でなければ行うことができません。

Q

9 このたび第一種電気工事士免状の交付を受けたので、旧電気工事士免状（第二種電気工事士免状）は不要だと思いますが、どうですか。

将来、ネオン工事や非常用予備発電装置に係る特殊電気工事に必要な特種電気工事資格者認定証を取得したり、法律改正が行われるなどの場合には、旧電気工事士免状（第二種電気工事士免状）の交付時点が重要な要素となったり、第一種電気工事免状を返納してしまったりする場合も考えられるので、保管しておいた方がよいでしょう。

Q

10 電気工事業を始めるときは、主任電気工事士を置かなければならないと聞きましたが、主任電気工事士になるためにはどのような条件があるのでしょうか

電気工事業法第19条では、一般用電気工事の業務を行う特定営業所ごとに、第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けた後に電気工事に関し3年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士を、主任電気工事士として置くように義務付けています。東京都では、第二種電気工事士の方が主任電気工事士になるためには、一般用電気工事について3年間実務に携ったことの証明を求めています。

Q

11 私（Aさん）は、先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたので、自宅を営業所として一人で登録電気工事業を営みたいと考えています。どうすればいいですか。

登録電気工事業者となるためには、事業主（法人は役員を含む）か従業員の中から、次のいずれかの要件に該当する方を、特定営業所の主任電気工事士として選任することが必要です。

- ① 第一種電気工事士免状の交付を受けている方
- ② 第二種電気工事士免状の交付を受けた後、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者に雇用され、3年以上、一般用電気工事に従事された方

Aさんの場合、自宅を特定営業所として一人で電気工事業を始めるので、登録電気工事業者になるためには、Aさんご本人が主任電気工事士になることが考えられます。

Aさんが主任電気工事士となるためには、②の要件に該当していることを登録の申請時に証明することが必要ですが、Aさんは、先日、第二種電気工事士免状の交付を受けたばかりなので、現時点で、主任電気工事士となることはできません。

したがって、Aさんが、現時点において登録電気工事業者となるためには、①又は②の要件に該当している方を従業員として雇い、その方を自宅の特定営業所の主任電気工事士として選任しなければなりません。

それでは、Aさんがこれから3年間、登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者に雇用され一般用電気工事の経験を積み、Aさんご本人が主任電気工事士となるための②の要件を備えたうえで、登録の申請の手続きをとった場合、3年後のAさんが②の要件に該当していることを証明するためにはどうしたらいいのでしょうか。

②の要件に該当していることの証明は、主任電気工事士等実務経験証明書によって行います。

Aさんが従業員として経験を積んだ登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者が、Aさんの一般用電気工事の実務経験を証明する書類です。

Q

12 電気工事業の登録がある会社に出向したときの経験は実務経験として認められますか。同様に派遣先での経験も実務経験として認められますか。

経験を積んだ会社の従業員であることが実務経験の必要条件です。

出向した場合は、出向先の従業員として実務を積んだことになるため実務経験として認められます。

しかし、派遣社員の場合は、身分が派遣元のままであるため、派遣先の従業員としての実務経験にはなりません。

様式第1・第2（第2条）

登録電気工事業者 ※ 登録更新登録申請書

東京都知事 殿

（〒ー） 電話 （ ）

住 所

名 称

氏名又は法人

にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条※ 第1項の登録を受けたいので、
同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1. 現在の登録の年月日及び登録番号（更新登録申請の場合のみ記入）

平成・令和 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 営業所等

営業所の名称	ふりがな
所 在 の 場 所	（〒ー） 電話 （ ）
電 気 工 事 の 種 類	
※ 一 般 用 電 気 工 作 物 ・ 自 家 用 電 気 工 作 物	
主任電気工事士の氏名	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類 及 び 交 付 番 号
	東京都（ 県） 第 種 第 号

3. 法人にあっては、その役員の氏名

取 締 役 取 締 役 取 締 役

取 締 役 取 締 役 取 締 役

添付書類（第2条）

（登録申請者の）誓約書

東京都知事 殿

住 所

名 称

氏名又は法人

にあっては

代表者の氏名

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1
項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

- （備 考） 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の項は、該当するものを○で囲むこと。
3. ×印の項は、記載しないこと。
4. 主任電気工事士の氏名の欄には、その者が第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。

連絡先担当者氏名 電話

様式第14の2（第10条の2）

電気工事業開始通知書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

（〒ー） 電話 （ ）

住 所

名 称

氏名又は法人

にあっては

代表者の氏名

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、
次のとおり通知します。

1. 営業所

営業所の名称	ふりがな
所 在 の 場 所	（〒ー） 電話 （ ）

2. 法人にあっては、その役員の氏名

取締役 取締役 取締役

取締役 取締役 取締役

3. 電気工事業の開始予定年月日

令和 年 月 日

（備 考） 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名 電話

様式第18（第24条）

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 開 始 届 出 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

（〒 ー ） 電 話 （ ）
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条
第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日	令和 年 月 日	許 可 番 号	※ 知事（般ー）第 号 大臣 特
-------	----------	------------	---------------------

2. 電気工事業を開始した年月日

電気工事業開始年月日	令 和 年 月 日
------------	-----------

3. 営業所等

営 業 所 の 名 称	ふりがな
所 在 の 場 所	（〒 ー ） 電 話 （ ）

4. 電気工事の種類

一 般 用 電 気 工 作 物 ・ 自 家 用 電 気 工 作 物

5. 主任電気工事士の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号

主任電気工事士の氏名	電 気 工 事 士 免 状 の 種 類 及 び 交 付 番 号
	東京都（ 県） 第 種 第 号

（備 考） 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の項は、該当するものを○で囲むこと。
3. ×印の項は、記載しないこと。
4. 主任電気工事士の氏名の欄には、その者が第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。

連絡先担当者氏名	電 話
----------	-----

様式第21（第26条）

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 開 始 通 知 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

（〒 ー ） 電 話 （ ）
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条
第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日	令和 年 月 日	許 可 番 号	※ 知事（般ー）第 号 大臣 特
-------	----------	------------	---------------------

2. 電気工事業を開始した年月日

電気工事業開始年月日	令 和 年 月 日
------------	-----------

3. 営業所

営 業 所 の 名 称	ふりがな
所 在 の 場 所	（〒 ー ） 電 話 （ ）

（備 考） 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電 話
----------	-----

添付書類（第2条、第24条）

（主任電気工事士（等）の）
誓 約 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士（等）は、電気工事業の業務の適正化に関する
法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士（等）の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		東 京 都（ 県） 第 種 第 号

添付書類（第2条、第24条）

（主任電気工事士（等）の）

※ 雇 用 証 明 書
在 職

令和 年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

下記の者は※ 私 の ※ 従業員
当 社 役 員 であることを証明いたします。

記

主任電気工事士（等）の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日
※ 雇 用 年 月 日 就 任	年 月 日

（備 考） 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ※印の項は、該当するものを○で囲むこと。

様式第11(第7条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

登 録 事 項 等 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化
に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1. 登録の年月日及び登録番号
平成・令和 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3. 変更の年月日
平成・令和 年 月 日

4. 変更の理由

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。
3. 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

連絡先担当者氏名	電話
----------	----

様式第14の4(第10条の4)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

通 知 事 項 変 更 通 知 書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあつては
代表者の氏名

通知電気工事業者の通知事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化
に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定
により、次のとおり通知します。

1. 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日
昭和・平成・令和 年 月 日

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3. 変更の年月日
令和 年 月 日

4. 変更の理由

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電話
----------	----

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

電気工事業に係る変更届出書

東京都知事 殿 令和 年 月 日

(〒 -) 電 話 ()

住 所

名 称

氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

東京都知事届出番号 第 号

届出年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一)第 号

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
(1) 平成・令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一) 第 号	(1) 令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一) 第 号
(2)	(2)
(3)	(3)

3. 変更の年月日 (1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日

(3) 令和 年 月 日

4. 変更の理由 (1) 建設業許可更新のため

(2)

(3)

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

電気工事業に係る変更通知書

東京都知事 殿 令和 年 月 日

(〒 -) 電 話 ()

住 所

名 称

氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

東京都知事み通知番号 第 号

通 知 年 月 日 昭和・平成・令和 年 月 日

電気工事業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

平成・令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一)第 号

2. 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
(1) 平成・令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一) 第 号	(1) 令和 年 月 日 東京都知事(大臣)許可 (般・特一) 第 号
(2)	(2)
(3)	(3)

3. 変更の年月日 (1) 令和 年 月 日 (2) 令和 年 月 日

(3) 令和 年 月 日

4. 変更の理由 (1) 建設業許可更新のため

(2)

(3)

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名

電話

様式第6(第6条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者承継届出書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する
法律第9条第3項(当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第
9条第3項及び第10条)の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者が登録を受けた 年月日及び登録番号	年 月 日 東京都知事登録 第 号
承継者が登録を受けた 年月日及び登録番号	
被承継者に関する登録証 の添付の有無	

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

様式第8(第6条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電気工事業譲渡証明書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

譲り渡した者 住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

譲り受けた者 住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

1. 登録を受けた年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 東京都知事登録 第

2. 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営 業 所 の 名 称	ふりがな
所 在 の 場 所	(〒 ー) 電 話 ()
電 気 工 事 の 種 類	一 般 用 電 気 工 作 物 ・ 自 家 用 電 気 工 作 物

3. 譲渡の年月日

令和 年 月 日

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

様式第12(第8条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 登録の年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 東京都知事登録 第 号

2. 事業を廃止した年月日

令和 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電 話
----------	-----

様式第14の5(第10条の5)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 廃 止 通 知 書

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

1. 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日

昭和・平成・令和 年 月 日

2. 事業を廃止した年月日

令和 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電 話
----------	-----

様式第 20(第 25 条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

東京都知事届出番号 第 号
届出年月日 昭和・平成・令和 年 月 日

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 平成・令和 年 月 日

許 可 番 号 東京都知事(大臣)許可(般・特ー)第 号

2. 事業を廃止した年月日

令和 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電話
----------	----

様式第 23(第 27 条)

× 整 理 番 号	
× 受理年月日	年 月 日

電 気 工 事 業 廃 止 通 知 書

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

(〒 ー) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名

東京都知事み通知番号 第 号
通 知 年 月 日 昭和・平成・令和 年 月 日

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第5項の規定により、次のとおり通知します。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 平成・令和 年 月 日

許 可 番 号 東京都知事(大臣)許可(般・特ー)第 号

2. 事業を廃止した年月日

令和 年 月 日

3. 事業を廃止した理由

(備 考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. ×印の項は、記載しないこと。

連絡先担当者氏名	電話
----------	----



主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

証 明 者 (一) 電 話 ()
住 所
名 称
氏名又は法人
にあっては
代表者の氏名
東京都知事 登録 第 号
(県) 届出
登録 年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
届出
主任電気工事士等氏名



記

1. 電気工事士

電 気 工 事 士 の 氏 名	
生 年 月 日 ・ 年 令	年 月 日 満 歳
現 住 所	(一)
電気工事士免状の交付年月日	年 月 日
免 状 交 付 番 号	東京都 (県) 第二種 第 号

2. 電気工事に従事した職歴

所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
	年 月 日 ~ 年 月 日	

3. 証明者の事業内容

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
3. 所属名は、○◎営業所○◎担当というように具体的に記入すること。
4. 業務の内容は、○◎施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

電気工事業関係の相談・問い合わせ

営業所が複数の都道府県にまたがる電気工事業の申請などの問い合わせ

経済産業省商務情報政策局
商務流通保安グループ電力安全課

〒100-8986 TEL 03(3501)1742
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省
関東東北産業保安監督部電力安全課

〒330-9715 TEL 048(600)0385~8
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎第1号館

電気工事業の登録・電気工事士免状の交付申請などの問い合わせ

(委託先)

東京都電気工事工業組合 本部事務局
(電気工事士免状関係)

* 委託業者については年度末にHPでお知らせします。

〒104-0045 TEL 03(6374)8211
東京都中央区築地3-4-1 3
電気工事会館6階

東京都環境局環境改善部環境保安課
火薬電気担当(電気工事業関係)

〒163-8001 TEL 03(5388)3553
東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎20階北側

埼玉県危機管理防災部化学保安課

〒330-9301 TEL 048(830)8435
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

千葉県防災危機管理部産業保安課

〒260-8667 TEL 043(223)2722
千葉県千葉市中央区市場町1-1

神奈川県くらし安全防災局防災部
消防保安課

〒231-8588 TEL 045(210)3475
神奈川県横浜市中区日本大通1

建設業許可申請などの問い合わせ

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

〒163-8001 TEL 03(5388)3353~5
東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第二本庁舎3階南側

電気工事士試験などの問い合わせ

一般財団法人電気技術者試験センター

〒104-8584 TEL 03(3552)7691
東京都中央区八丁堀2-9-1
RBM東八重洲ビル8階

電気工事業に関する教育・情報・資料などの問い合わせ

東京都電気工事工業組合

〒104-0045 TEL 03(3542)7301(代)
東京都中央区築地3-4-1 3
電気工事会館2階

第一種電気工事士の講習などの問い合わせ

一般財団法人電気工事技術講習センター	〒105-0004 TEL 03(3435)0897 東京都港区新橋4-7-26 東洋海事ビル4階
株式会社東京リーガルマインド 第一種電気工事士定期講習運営本部	〒164-0001 TEL 03(5913)6268 東京都中野区中野4-11-1
株式会社日建学院 第一種電気工事士定期講習本部事務局	〒171-0014 TEL 03(3988)1175 東京都豊島区池袋2-38-2
株式会社総合資格学院法定講習センター 電気講習係	〒160-0023 TEL 03(3340)3081 東京都新宿区西新宿1-26-2
株式会社テストイベント企画	〒104-0061 TEL 03(6263)8454 東京都中央区銀座6-4-8-904

手数料

【電気工事業法関係手数料】

区 分	金 額
登録電気工事業者登録申請	22,000 円
登録電気工事業者更新登録申請	12,000 円
登録証の訂正に係る登録事項変更届出	2,200 円
登録証の再交付申請	2,200 円
登録簿の謄本交付請求	600 円
登録簿の閲覧請求	440 円
証明書	400 円

更新手続きを忘れないようにしましょう

●手続きを完了したら、ここにメモしておくと便利です。

次回の更新年月日	メモ欄
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	
令和 年 月 日	

※更新登録申請の手続きは、約 1 ヶ月前から受付けます。

これだけは知っておきたい

電気工事業を営む皆さんの手引（令和 4 年 3 月改訂版）

編集・発行 東京都環境局環境改善部環境保安課火薬電気担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
TEL 03(5388)3553（ダイヤルイン）